

令和6年2月7日
子ども・若者部
保育認定・調整課

世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

1 主旨

児童福祉法の規定に基づき内閣府令に定める基準により条例で定めることとされている世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例について、今般、内閣府令が改正されたため、本条例の一部を改正する条例案を令和6年第1回区議会定例会に提案する。

2 主な改正内容

- (1) 条例で規定する児童自立支援施設の長が受ける研修の実施主体（人材育成センター）の根拠を「厚生労働省組織規則」から「こども家庭庁組織規則」へ変更する。
- (2) 多様な障害児が身近な地域で支援を受けられる体制整備を促進する観点から、「福祉型児童発達支援センター」及び「医療型児童発達支援センター」という類型を廃止し、「児童発達支援センター」に一元化する。
- (3) 「福祉型児童発達支援センター」における人員・設備基準等の3種類の区分（障害児、難聴児及び重症心身障害児）を「障害児」に一元化する。
- (4) 「婦人相談員」から「女性相談支援員」へ名称を変更する。
- (5) 児童養護施設等で児童等の自立支援計画を策定する場合に、児童等から意見聴取等を行う。

3 改正案

別紙（新旧対照表（案））のとおり。

4 施行予定日

- (1) 上記2（1） 公布の日から
- (2) 上記2（2）～（5） 令和6年4月1日

5 今後のスケジュール

令和6年2月 令和6年第1回区議会定例会（条例改正案の提案）

世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（案）

改正後	改正前
<p>○世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例 令和元年10月1日条例第36号</p>	<p>○世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例 令和元年10月1日条例第36号</p>
目次	目次
第1章～第9章（略）	第1章～第9章（略）
<u>第10章 児童発達支援センター（第73条—第76条）</u>	<u>第10章 福祉型児童発達支援センター（第73条—第76条）</u>
<u>第11章 削除</u>	<u>第11章 医療型児童発達支援センター（第77条—第79条）</u>
第12章～第15章（略）	第12章～第15章（略）
附則（略）	附則（略）
第1章 総則	第1章 総則
（趣旨）	（趣旨）
第1条（略）	第1条（略）
（目的）	（目的）
第2条 最低基準は、児童福祉施設に入所している者（以下「入所者」という。）が、明るく衛生的な環境において、素養があり、適切な訓練を受けた職員の <u>指導又は支援</u> により、心身ともに健やかに、かつ、社会に適応するように育成されることを保障するものとする。	第2条 最低基準は、児童福祉施設に入所している者（以下「入所者」という。）が、明るく衛生的な環境において、素養があり、適切な訓練を受けた職員の <u>指導</u> により、心身ともに健やかに、かつ、社会に適応するように育成されることを保障するものとする。
第3条～第29条（略）	第3条～第29条（略）
（自立支援計画の策定）	（自立支援計画の策定）
第30条 乳児院の長は、第28条に規定する目的を達成するため、入所している個々の乳幼児について、 <u>年齢、発達の状況その他の当該乳幼児の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、乳幼児の意見又は意向</u> 、乳幼児及びその家庭の状況等を勘案し、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。	第30条 乳児院の長は、第28条に規定する目的を達成するため、入所している個々の乳幼児について、 <u>当該乳幼児及びその家庭の状況等</u> を勘案し、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。
第31条～第37条（略）	第31条～第37条（略）
（自立支援計画の策定）	（自立支援計画の策定及び業務の質の評価等）
第38条 <u>母子生活支援施設の長は、前条に規定する目的を達成するた</u>	第38条 <u>母子生活支援施設における自立支援計画の策定及び業務の質</u>

改正後	改正前
<p><u>め、入所している個々の母子について、年齢、発達の状況その他の当該母子の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、母子それぞれの意見又は意向、母子やその家庭の状況等を勘案し、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。</u></p>	<p><u>の評価等については、第30条及び第31条の規定を準用する。この場合において、第30条中「第28条」とあるのは「第37条」と、「乳幼児」とあるのは「母子」と、第31条中「第37条」とあるのは「第38条」と読み替えるものとする。</u></p>
<p>(業務の質の評価等)</p>	
<p><u>第38条の2 母子生活支援施設における業務の質の評価等については、第31条の規定を準用する。この場合において、第31条中「第37条」とあるのは、「第38条」と読み替えるものとする。</u></p>	<p><u>(条を加える。)</u></p>
<p>第39条 (略)</p>	<p>第39条 (略)</p>
<p>(関係機関等との連携)</p>	<p>(関係機関等との連携)</p>
<p>第40条 母子生活支援施設の長は、入所している母子の保護及び生活支援に当たっては、常に福祉事務所、母子・父子自立支援員、児童の通学する学校、児童相談所、母子・父子福祉団体及び公共職業安定所並びに必要なに応じ児童家庭支援センター、<u>女性相談支援センター</u>その他の関係機関等と連携を図らなければならない。</p>	<p>第40条 母子生活支援施設の長は、入所している母子の保護及び生活支援に当たっては、常に福祉事務所、母子・父子自立支援員、児童の通学する学校、児童相談所、母子・父子福祉団体及び公共職業安定所並びに必要なに応じ児童家庭支援センター、<u>婦人相談所</u>その他の関係機関等と連携を図らなければならない。</p>
<p>第41条～第61条 (略)</p>	<p>第41条～第61条 (略)</p>
<p>(設備の基準)</p>	<p>(設備の基準)</p>
<p>第62条 (略)</p>	<p>第62条 (略)</p>
<p>(1)～(2) (略)</p>	<p>(1)～(2) (略)</p>
<p>(3) 主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設には、次の設備を設けること。</p>	<p>(3) 主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設には、次の設備を設けること。</p>
<p>ア 遊戯室、<u>支援室</u>、職業指導に必要な設備及び音楽に関する設備</p>	<p>ア 遊戯室、<u>訓練室</u>、職業指導に必要な設備及び音楽に関する設備</p>
<p>イ (略)</p>	<p>イ (略)</p>
<p>(4) 主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設には、遊戯室、<u>支援室</u>、職業指導に必要な設備及び映像に関する設備を設けること。</p>	<p>(4) 主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設には、遊戯室、<u>訓練室</u>、職業指導に必要な設備及び映像に関する設備を設けること。</p>
<p>(5) 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入</p>	<p>(5) 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入</p>

改正後	改正前
<p>所施設には、次の設備を設けること。</p> <p>ア <u>支援室</u>及び<u>屋外遊技場</u></p> <p>イ (略)</p> <p>(6)～(7) (略)</p> <p>(職員)</p> <p>第63条 (略)</p> <p>2～8 (略)</p> <p>9 福祉型障害児入所施設は、<u>心理支援</u>を行う必要があると認められる児童5人以上に<u>心理支援</u>を行う場合にあつては<u>心理担当職員</u>を、職業指導を行う場合にあつては職業指導員を置かなければならない。</p> <p>10 <u>心理担当職員</u>の資格については、第26条第5項の規定を準用する。</p> <p>11 (略)</p> <p>第64条～第69条 (略)</p> <p>(設備の基準)</p> <p>第70条 (略)</p> <p>(1) 病院として必要な設備並びに<u>支援室</u>及び浴室を設けること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設には、<u>屋外遊戯場</u>、ギブス室、特殊手工芸等の作業の<u>支援</u>に必要な設備、義肢装具を製作する設備を設けること。ただし、義肢装具を製作する設備は、他に適当な設備がある場合は、この限りでない。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(職員)</p> <p>第71条 (略)</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>所施設には、次の設備を設けること。</p> <p>ア <u>訓練室</u>及び<u>屋外訓練場</u></p> <p>イ (略)</p> <p>(6)～(7) (略)</p> <p>(職員)</p> <p>第63条 (略)</p> <p>2～8 (略)</p> <p>9 福祉型障害児入所施設は、<u>心理指導</u>を行う必要があると認められる児童5人以上に<u>心理指導</u>を行う場合にあつては<u>心理指導担当職員</u>を、職業指導を行う場合にあつては職業指導員を置かなければならない。</p> <p>10 <u>心理指導担当職員</u>の資格については、第26条第5項の規定を準用する。</p> <p>11 (略)</p> <p>第64条～第69条 (略)</p> <p>(設備の基準)</p> <p>第70条 (略)</p> <p>(1) 病院として必要な設備並びに<u>訓練室</u>及び浴室を設けること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設には、<u>屋外訓練場</u>、ギブス室、特殊手工芸等の作業の<u>指導</u>に必要な設備、義肢装具を製作する設備を設けること。ただし、義肢装具を製作する設備は、他に適当な設備がある場合は、この限りでない。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(職員)</p> <p>第71条 (略)</p> <p>(1)～(4) (略)</p>

改正後	改正前
2～3 (略)	2～3 (略)
4 主として重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設は、第1項各号に掲げる職員及び理学療法士又は作業療法士並びに <u>心理支援</u> を担当する職員を置かなければならない。	4 主として重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設は、第1項各号に掲げる職員及び理学療法士又は作業療法士並びに <u>心理指導</u> を担当する職員を置かなければならない。
5～6 (略)	5～6 (略)
第72条 (略)	第72条 (略)
第10章 <u>児童発達支援センター</u> (設備の基準)	第10章 <u>福祉型児童発達支援センター</u> (設備の基準)
第73条 <u>児童発達支援センター</u> の設備の基準は、 <u>発達支援室、遊戯室、屋外遊戯場（児童発達支援センターの付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。）</u> 、 <u>医務室、相談室、調理室、便所及び静養室並びに児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を設けることとする。</u> <u>(号を削る。)</u>	第73条 <u>福祉型児童発達支援センター</u> の設備の基準は、 <u>次のとおりとする。</u> <u>(1) 福祉型児童発達支援センター（主として重症心身障害児を通所させる福祉型児童発達支援センターを除く。以下この号において同じ。）には、指導訓練室、遊戯室、屋外遊戯場（福祉型児童発達支援センターの付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。）</u> 、 <u>医務室、相談室、調理室、便所並びに児童発達支援の提供に必要な設備及び備品を設けること。</u>
<u>(号を削る。)</u>	<u>(2) 主として知的障害のある児童を通所させる福祉型児童発達支援センターには、静養室を設けること。</u>
<u>(号を削る。)</u>	<u>(3) 主として難聴児を通所させる福祉型児童発達支援センターには、聴力検査室を設けること。</u>
<u>(号を削る。)</u>	<u>(4) 主として重症心身障害児を通所させる福祉型児童発達支援センターには、指導訓練室、調理室、便所並びに児童発達支援の提供に必要な設備及び備品を設けること。</u>
2 <u>児童発達支援センターにおいて、肢体不自由のある児童に対して治療を行う場合には、前項に規定する設備（医務室を除く。）の基準</u>	<u>(項を加える。)</u>

改正後	改正前
<p><u>に加えて、診療所として必要な設備を設けることとする。</u></p> <p><u>3 前2項</u>に掲げるもののほか、児童発達支援センターの設備は、規則で定める基準を満た<u>さなければならない</u>。</p> <p>(職員)</p> <p>第74条 <u>児童発達支援センター</u>は、次に掲げる職員を置かなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。<u>第5項</u>において同じ。）（日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合に限る。）</p> <p>(8) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 次のいずれかに該当する場合 前項第8号の看護職員</p> <p>ア 医療機関等との連携により、その看護職員を<u>児童発達支援センター</u>に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合</p> <p>イ 当該<u>児童発達支援センター</u>（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰（かくたん）吸引等（同法第2条第2項に規定する喀痰（かくたん）吸引等をいう。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰（かくたん）吸引等業務（同法第48条の3第1項に規定する喀痰（かくたん）吸引等業務をいう。）を行う場合</p> <p>ウ 当該<u>児童発達支援センター</u>（社会福祉士及び介護福祉士法附</p>	<p><u>(5) 前各号</u>に掲げるもののほか、規則で定める基準を満た<u>すこと</u>。</p> <p>(職員)</p> <p>第74条 <u>福祉型児童発達支援センター（主として難聴児を通所させる福祉型児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通所させる福祉型児童発達支援センターを除く。）</u>は、次に掲げる職員を置かなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。<u>第8項</u>において同じ。）（日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合に限る。）</p> <p>(8) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 次のいずれかに該当する場合 前項第8号の看護職員</p> <p>ア 医療機関等との連携により、その看護職員を<u>福祉型児童発達支援センター</u>に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合</p> <p>イ 当該<u>福祉型児童発達支援センター</u>（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰（かくたん）吸引等（同法第2条第2項に規定する喀痰（かくたん）吸引等をいう。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰（かくたん）吸引等業務（同法第48条の3第1項に規定する喀痰（かくたん）吸引等業務をいう。）を行う場合</p> <p>ウ 当該<u>福祉型児童発達支援センター</u>（社会福祉士及び介護福祉</p>

改正後	改正前
<p>則第27条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち特定行為(同法附則第10条第1項に規定する特定行為をいう。)のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務(同法附則第27条第1項に規定する特定行為業務をいう。)を行う場合</p>	<p>士法附則第27条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち特定行為(同法附則第10条第1項に規定する特定行為をいう。)のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務(同法附則第27条第1項に規定する特定行為業務をいう。)を行う場合</p>
<p><u>3 児童発達支援センターにおいて、肢体不自由のある児童に対して治療を行う場合には、第1項に規定する職員(嘱託医を除く。)に加えて、診療所として必要な職員を置かなければならない。</u></p>	<p><u>(項を加える。)</u></p>
<p><u>4 児童発達支援センターの嘱託医は、精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。</u></p>	<p><u>3 主として知的障害のある児童を通所させる福祉型児童発達支援センターの嘱託医は、精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。</u></p>
<p><u>(項を削る。)</u></p>	<p><u>4 主として難聴児を通所させる福祉型児童発達支援センターは、第1項各号に掲げる職員及び言語聴覚士を置かなければならない。この場合において、第2項の規定は、主として難聴児を通所させる福祉型児童発達支援センターにおける職員の配置について準用する。</u></p>
<p><u>(項を削る。)</u></p>	<p><u>5 主として難聴児を通所させる福祉型児童発達支援センターの嘱託医は、眼科又は耳鼻咽喉科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。</u></p>
<p><u>(項を削る。)</u></p>	<p><u>6 主として重症心身障害児を通所させる福祉型児童発達支援センターは、第1項第1号から第7号までに掲げる職員及び看護職員を置かなければならない。ただし、児童40人以下を通所させる施設にあっては同項第4号の栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては同項第5号の調理員を置かないことができる。</u></p>
<p><u>(項を削る。)</u></p>	<p><u>7 主として重症心身障害児を通所させる福祉型児童発達支援センターの嘱託医は、内科、精神科、医療法施行令第3条の2第1項第1号ハ及びニ(2)の規定により神経と組み合わせた名称を診療科名とする診療科、小児科、外科、整形外科又はリハビリテーション科の診療</u></p>

改正後	改正前
<p><u>5 児童発達支援センター</u>の児童指導員、保育士、機能訓練担当職員、言語聴覚士及び看護職員の員数は、規則で定める基準を満たさなければならない。</p>	<p><u>に相当の経験を有する者でなければならない。</u></p> <p>8 児童指導員、保育士、機能訓練担当職員、言語聴覚士及び看護職員の員数は、規則で定める基準を満たさなければならない。</p>
<p>6 第8条第2項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第1条第2項に規定する家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。）をいう。）に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と<u>児童発達支援センター</u>に入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する職員については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。</p> <p>（保護者等との連絡）</p>	<p>9 第8条第2項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第1条第2項に規定する家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。）をいう。）に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と<u>福祉型児童発達支援センター</u>に入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する職員については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。</p> <p>（保護者等との連絡）</p>
<p>第75条 <u>児童発達支援センター</u>の長は、児童の保護者に当該児童の性質及び能力を説明するとともに、必要に応じ当該児童を担当した児童福祉司又は児童委員と常に密接な連絡をとり、当該児童の生活指導につき、協力を求めなければならない。</p> <p><u>（心理学的及び精神医学的診査）</u></p>	<p>第75条 <u>福祉型児童発達支援センター</u>の長は、児童の保護者に当該児童の性質及び能力を説明するとともに、必要に応じ当該児童を担当した児童福祉司又は児童委員と常に密接な連絡をとり、当該児童の生活指導につき、協力を求めなければならない。</p> <p><u>（条を加える。）</u></p>
<p><u>第76条 児童発達支援センターにおいて障害児に対して行う心理学的及び精神医学的診査は、児童の福祉に有害な実験にわたってはならない。</u></p> <p>（準用）</p>	<p><u>（条を加える。）</u></p> <p>（準用）</p>
<p>第77条 第64条第1項及び第65条の規定は、<u>児童発達支援センター</u>について準用する。この場合において、第65条中「障害児入所支援」とあるのは、「障害児通所支援」と読み替えるものとする。</p> <p><u>（項を削る。）</u></p> <p><u>（項を削る。）</u></p>	<p>第76条 第64条第1項及び第65条の規定は、<u>福祉型児童発達支援センター</u>について準用する。この場合において、第65条中「障害児入所支援」とあるのは、「障害児通所支援」と読み替えるものとする。</p> <p>2 <u>第68条の規定は、主として知的障害のある児童を通所させる福祉型児童発達支援センターについて準用する。</u></p> <p>3 <u>第69条第1項の規定は、主として難聴児を通所させる福祉型児童</u></p>

改正後	改正前
<p><u>第11章 削除</u> <u>(第78条から第79条まで削除)</u></p> <p>第80条～第88条 (略) (児童自立支援施設の長の資格)</p> <p>第89条 児童自立支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、<u>こども家庭庁組織規則（令和5年内閣府令第38号）第16条</u>に規定</p>	<p><u>発達支援センターについて準用する。この場合において、同項中「盲ろうあ」とあるのは、「難聴の」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>第11章 医療型児童発達支援センター</u> <u>(設備の基準)</u></p> <p>第77条 医療型児童発達支援センターの設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>診療所として必要な設備並びに指導訓練室、屋外訓練場、相談室及び調理室を設けること。</u></p> <p>(2) <u>階段の傾斜を緩やかにするほか、浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備を設けること。</u></p> <p><u>(職員)</u></p> <p>第78条 医療型児童発達支援センターは、次に掲げる職員を置かなければならない。</p> <p>(1) <u>診療所として必要な職員</u></p> <p>(2) <u>児童指導員</u></p> <p>(3) <u>保育士</u></p> <p>(4) <u>看護師</u></p> <p>(5) <u>理学療法士又は作業療法士</u></p> <p>(6) <u>児童発達支援管理責任者</u></p> <p><u>(準用)</u></p> <p>第79条 <u>第64条第1項、第65条、第69条第2項、第74条第9項及び第75条の規定は、医療型児童発達支援センターについて準用する。この場合において、第65条中「障害児入所支援」とあるのは、「障害児通所支援」と読み替えるものとする。</u></p> <p>第80条～第88条 (略) (児童自立支援施設の長の資格)</p> <p>第89条 児童自立支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、<u>厚生労働省組織規則（平成13年厚生労働省令第1号）第622条</u>に</p>

改正後	改正前
<p>する人材育成センター（以下この項において「人材育成センター」という。）が行う児童自立支援施設の運営に関し必要な知識を習得するための研修又はこれに相当する研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、児童自立支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。</p>	<p>規定する人材育成センター（以下この項において「人材育成センター」という。）が行う児童自立支援施設の運営に関し必要な知識を習得するための研修又はこれに相当する研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、児童自立支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。</p>
<p>(1)～(4) (略)</p>	<p>(1)～(4) (略)</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>第90条～第98条 (略)</p>	<p>第90条～第98条 (略)</p>
<p>(支援を行うに当たって遵守すべき事項)</p>	<p>(支援を行うに当たって遵守すべき事項)</p>
<p>第99条 (略)</p>	<p>第99条 (略)</p>
<p>2 児童家庭支援センターは、児童相談所、福祉事務所、児童福祉施設、民生委員、児童委員、母子・父子自立支援員、母子・父子福祉団体、公共職業安定所、<u>女性相談支援員</u>、保健所、区市町村保健センター、精神保健福祉センター、学校等との連絡調整を行うに当たっては、支援業務を迅速かつ的確に行うことができるよう円滑にこれを行わなければならない。</p>	<p>2 児童家庭支援センターは、児童相談所、福祉事務所、児童福祉施設、民生委員、児童委員、母子・父子自立支援員、母子・父子福祉団体、公共職業安定所、<u>婦人相談員</u>、保健所、区市町村保健センター、精神保健福祉センター、学校等との連絡調整を行うに当たっては、支援業務を迅速かつ的確に行うことができるよう円滑にこれを行わなければならない。</p>
<p>3 (略)</p>	<p>3 (略)</p>
<p>第100条～第101条 (略)</p>	<p>第100条～第101条 (略)</p>
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p><u>附 則 (令和6年3月条例第●●号)</u></p>	
<p><u>(施行期日)</u></p>	
<p><u>1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第89条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。</u></p>	
<p><u>(経過措置)</u></p>	
<p><u>2 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号。以下「改正法」という。）附則第11条の規定により改正法第2条の規定による改正後の児童福祉法（昭和22年法律第164号）（以下「新法」と</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>いう。) 第43条に規定する児童発達支援センターを設置しているものとみなされているものについては、この条例による改正後の世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（以下「新条例」という。）第73条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。</u></p> <p><u>3 改正法附則第11条の規定により新法第43条に規定する児童発達支援センターを設置しているものとみなされているものについては、新条例第74条の規定にかかわらず、令和9年3月31日までの間、なお従前の例によることができる。</u></p> <p><u>4 この条例の施行の際、現に設置しているこの条例による改正前の世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（次項において「旧条例」という。）第73条第3号に規定する主として難聴児を通所させる福祉型児童発達支援センター及び同条第4号に規定する主として重症心身障害児を通所させる福祉型児童発達支援センターについては、新条例第73条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。</u></p> <p><u>5 この条例の施行の際、現に設置している旧条例第73条第3号に規定する主として難聴児を通所させる福祉型児童発達支援センター及び同条第4号に規定する主として重症心身障害児を通所させる福祉型児童発達支援センターについては、新条例第74条の規定にかかわらず、令和9年3月31日までの間、なお従前の例によることができる。</u></p>	